

舞鶴市勤労者福祉センターからのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する「**緊急事態宣言**」が京都府下では1ヶ月間延長されました為、下記の通り公共施設等における利用制限がされましたので、ご了解ください。

記

1. 2021年 3月7日（日） までは 午後8時以後の利用は出来ません。
2. 来館されましたら、**消毒**をしてください。
3. 利用中は**マスクを着用**してください。
4. **密にならないよう**にご注意ください。
5. **適時の換気**をしてください。

以上

尚、緊急事態宣言の解除等、今後の対応により変更されることもありますので、ご注意ください。